

育児休業期間中の短時間保育について

提 案	<p>いつもありがとうございます。</p> <p>来年一月に出産予定で、夫が1ヶ月育休を取得予定です。</p> <p>その1ヶ月の間は、短時間保育になると言われました。全国的に決まっている制度かと思いますが、一番大変な1ヶ月、出産は事故にあったのと同じと言われており、体を休めるために、赤ちゃんの世話をしてもらうために夫に休みを取ってもらうのにもかかわらず、短時間保育で、上の子ども二人が早く家に帰ってきます。これでは、出産すぐに体を休めるところか、動かさざるを得ないのが目に見えています。</p> <p>事故にあつてすぐに、体を動かせますか？</p> <p>雲南市で何か制度をかえていただくことは検討できないでしょうか？</p> <p>よろしくお願いします。</p>
回 答	<p>ご提案ありがとうございます。</p> <p>「育児休業期間中の特例利用」について、国の制度上、育児休業期間中は「家庭でお子さんの保育ができる」とみなされ、原則保育所への入所はできませんが、既に保育所等を利用しているお子さんについては、特例として保育所の継続利用ができるとされております。</p> <p>これにより、雲南市では育児休業の対象となるお子さんが2歳に到達する日の月末まで保育所を利用できることとしており、原則「保育時間は短時間（8:30～16:30の8時間）」でご利用いただいております。</p> <p>今回ご指摘の育児休業取得中の標準時間利用については、利用者からのニーズがあることも承知しており、現在改めて検討を始めております。即時の対応とならず申し訳ありませんが、現時点での回答とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">(回答部署 こども政策局こども政策課)</p>